き再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上ある２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けたものを除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成13年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に揚げる工事の施工実績を有すること。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者

㋐　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積50㎡以上で施工延長2,300m以上の道路トンネル工事。(複数の道路トンネルでの延べ延長は実績として認めない。)

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外

㋑　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上で施工延長1,100m以上の道路トンネル工事。(複数の道路トンネルでの延べ延長は実績として認めない。)

⑸　次に揚げる基準を満たす現場代理人、主任(監理)技術者を当該工事に専任できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理)技術者のうち１名以上が、平成13年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に揚げる工事の施工実績を有すること。また、経験者を、複数名配置しても良い。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

㋐　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上で施工延長1,100m以上の道路トンネル工事。(複数の道路トンネルでの延べ延長は実績として認めない。)

③　主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前途の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に揚げる事項を満たしていること。

①　各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有すること。

③　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30%以上、３者で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

④　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を下記に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標　工事目的物の性能・機能に関する事項の性能・機能及び社会的要請に関する事項の特別な安全対策、地域環境の維持、CO_2の排出抑制を評価項目とする。

評価項目を達成するため、「トンネル掘削時の施工方法」・「覆工コンクリートの品質管理」・「上部工及び下部工のコンクリートの品質管理」・「安全管理」・「環境対策」・「地球温暖化対策（CO_2削減)」を評価指標とする。

⑶　評価項目内容　技術提案は、評価項目毎に３項目以内とし、評価項目毎に４項目以上の場合は、不適格とする。また、技術提案が１項目もない場合は、標準案での施工も可とする。

①　性能・機能「トンネル掘削時の施工方法」　南坑口部の強風化及び風化泥岩部においてトンネル掘削時に実施する観測方法・体制の提案について期待できる効果を含めて記述する。

②　性能・機能「覆工コンクリートの品質管理」　覆工コンクリートの充填性を確保するための対策及び確認方法の提案について期待できる効果を含めて記述する。

③　性能・機能「上部工及び下部工のコンクリートの品質管理」　上部工及び下部工のコンクリートの品質向上対策について期待できる効果を含めて記述する。(目標とするひび割れ指数を記載する。)

④　特別な安全対策「安全管理」　工事全体を通しての安全対策について提案するとともに、トンネル坑内並びに一般道におけるずり運搬時の交通安全対策について期待できる効果を含めて記述する。

⑤　地域環境の維持「環境対策」　近接する周辺家屋に対する工事中の騒音・振動防止対策について期待できる効果を含めて記述する。

⑥　CO_2の排出抑制「地球温暖化対策（CO_2削減)」　工事中のCO_2削減対策として工法選定、資材選定、仮設設備を含む機械選定において特に重要と思われる対策について期待できる効果を含めて記述する。

⑷　評価項目の評価基準

①　優：標準案に比べ、非常に優れているもの

②　良：標準案に比べ、優れているもの

③　可：標準案と同等であるもの

⑸　評価点の付与方法　評価点の付与方法は、評価者が評価基準（優／良／可）に基づき判定した下記の項目別配点の平均点で評価し付与する。(判定方法)

①　性能・機能「トンネル掘削時の施工方法」　項目別配点　優20点、良10点、可０点

②　性能・機能「覆工コンクリートの品質管理」　項目別配点　優20点、良10点、可０点